

令和3年11月9日

庄内町長 富 樫 透 殿

庄内町特別職報酬等審議会  
会長 富 樫 仁

答 申 書

令和3年6月24日付、諮問第1号により意見を求められた特別職の報酬額について、審議した結果を下記のとおり答申します。

記

1 審議会開催状況

回	期日	主な内容
第1回	令和3年6月24日(木)	諮問書の受理 諮問についての審議
第2回	令和3年8月6日(金)	諮問についての審議
第3回	令和3年8月30日(月)	諮問についての審議
第4回	令和3年9月29日(水)	諮問についての審議
第5回	令和3年10月26日(火)	答申内容のとりまとめ

2 審議した事項

- (1) 議会の議員の報酬額について
- (2) 三役(町長、副町長、教育長)を除く、その他特別職の報酬額等について

3 委員及びアドバイザー

委員(10名): 富樫 仁、鈴木 茂、渡會 正、齋藤秀基、安藤政則、小野寺隆光、  
金子尚毅、森 保如、上野千賀子、菅原千鶴子

アドバイザー: 小野英一(東北公益文科大学教授)

4 事務局 総務課総務係

5 審議の結果

特別職の報酬額について審議した結果は、別記のとおりです。

## 別 記

### 記

慎重に審議した結果、次のとおり意見を取りまとめたものである。

#### 1 議会の議員の報酬額について

報酬については、次のとおりの額に改定すべきである。

- (1) 議 長 月額 31 万 7 千円 (2 万 5 千円増額)
- (2) 副 議 長 月額 26 万 4 千円 (2 万 5 千円増額)
- (3) 議会議員 月額 24 万円 (2 万 5 千円増額)

ただし、改定するに当たっては、議員定数を 2 名減員した上で、次期任期である令和 4 年 7 月 1 日から適用するものとする。

#### 【理 由】

平成 30 年 12 月に当時の庄内町特別職報酬等審議会が答申した内容を前提とし、令和 3 年 6 月に庄内町長宛に提出された町議会からの提言内容を尊重した上で、当審議会において、現状を鑑み改めて精査を行い、委員各位からの意見を集約し、一定の結論を出したものである。

報酬額の設定については、まちづくりに意欲を持つ若い担い手が、自らの生活に不安を持たずに議員に挑戦できること、及び町の財政状況を鑑み町民の理解が得られるものであること、の 2 つの観点に立ち、導き出したものである。

なお、議会の議員は、継続的に自らの資質の向上を図るとともに、より身近に町民との情報交換などを行うことでお互いの信頼関係を構築しながら、町民の負託に応えなければならないものであると申し添える。

#### 【審議会で出された主な意見】

##### (1) 報酬の額について

- ・ 現在、山形県内町村 22 自治体の議会で比較すると、報酬額は最下位となっており、議員の質の向上を求めるものであれば、一定の報酬額を設定した上で、より一層、まちづくりに対する責任を持った議員活動を期待したい。

- ・ 議員報酬で生活がなりたつような報酬額とし、志を持つ若い人たちが議員となり、安心してまちづくりに邁進できるものになりたい。
- ・ 議員としての役割をしっかりと果たしてもらうことを前提に、町民の代表である議会議員の報酬額を引き上げて良い。
- ・ 議員定数とは関係なく、報酬を 28 万円に引き上げ、政治活動に邁進できる金額とされたい。
- ・ 現在の経済情勢を考慮すると、報酬額を増額することに対して、町民の理解を得にくい。

## (2) 議員定数について

- ・ 議会議員の定数は、議会が決定すべきものではあるが、報酬を決めるに当たっては、議員定数を加味しながら検討しなければならない。
- ・ 地域課題を把握し、町政に反映させるという観点から、議員は、ある一定数は確保されるべきである。
- ・ 議員定数を減らすことにより、新たに議員になろうと挑戦する人のハードルを上げてしまうことにもつながりかねない。住民の意見を反映させる観点から、一定数は確保されるべきである。
- ・ 定数を減らせば良くなるというものではない。逆にデメリットにもなりうる。議員の皆さんからは緊張感をもって、議員活動を行い、議会を活性化させてもらいたい。

## (3) 議会及び議員活動について

- ・ 議会議員の報告会などの開催を必須とするなどし、議員と町民、お互いの顔の見える活動をすべきである。
- ・ 議会活動が活性化し、町民生活に還元されることが町民の一番の願いである。
- ・ 情報発信のツールとして SNS 等を有効に活用するなど、多様な活動をすべきである。
- ・ 議会を見ていると、同一の議会の中で、同じような質問内容のものが頻発しているように感じる。議員間で質問内容を調整するなどし、合理的な議会運営をすべきである。

(4) その他

- ・ 議会全体の取り組みとして、議員のなり手不足を解消するための方策について、今後も継続的に協議と実践を進めるべきである。
- ・ 町政や議会に無関心である町民の層が増え、一部の人しか町政に関わらないということのないようにするため、議員を選ぶ側の町民の意識を高める必要があるのではないか。
- ・ まちづくりに年齢は関係ない。幅広い年齢層が活躍できる環境を作るべき。
- ・ 次期議会議員選挙においては、定員以上の立候補者に出てきてもらいたい。

【参 考】

答申内容で改定された場合の年間の報酬額の比較

		報酬月額	期末手当額※ (6、12月に支給)	年額計	年額の差額
議長	答申額	317,000円	1,371,342円	5,175,342円	408,150円
	現行	292,000円	1,263,192円	4,767,192円	
副議長	答申額	264,000円	1,142,064円	4,310,064円	408,150円
	現行	239,000円	1,033,914円	3,901,914円	
議員 (1人当)	答申額	240,000円	1,038,240円	3,918,240円	408,150円
	現行	215,000円	930,090円	3,510,090円	

※期末手当額は、令和3年10月1日現在の支給率で算定

2 三役(町長、副町長、教育長)を除く、その他特別職の報酬額等について

- (1) 農業委員会会長及び委員の報酬については、国の農地利用最適化交付金の活用により、農業委員の活動及び成果に応じた額を、現行の報酬額に加算して支給するよう改定されたい。
- (2) 選挙長、開票管理者及び開票(選挙)立会人の報酬については、一つの選挙につき支給対象とするよう改定されたい。
- (3) 投票管理者、投票立会人、期日前投票所の投票管理者及び期日前投票所の投票立会人の報酬については、長時間従事の解消に向け、一日の途中で交代する場合の報酬額を設定されたい。
- (4) 消防団団員の報酬については、20,000円未満は解消すべきとの国からの助言及び近隣自治体の報酬額を参考とし、改定されたい。
- (5) 消防団の出動時(水火災及び地震の際の出動、警戒及び訓練の出動)について

は、消防団員の報酬等の基準等についての国からの助言に基づき、新たに日額の出動報酬として改定されたい。その際、費用弁償は支給しない。

(6) 町嘱託医のうち幼稚園、小学校、中学校の各医の報酬については、それぞれ庄内地域の自治体で最低額となっているため、内科医、眼科医及び耳鼻科医については酒田市（本町は酒田地区医師会の管内）及び歯科医については鶴岡市（本町は鶴岡地区歯科医師会の管内）の報酬額を基準とし改定されたい。

(7) 町嘱託医のうち産業医の報酬については、小学校医の改定率に合わせ、報酬額を改定されたい。

(8) 幼稚園、小学校及び中学校薬剤師の報酬については、それぞれ庄内地域の自治体で最低額となっているため、酒田市（本町は酒田地区薬剤師会の管内）の報酬額を基準とし改定されたい。

### 3 特別職報酬等審議会の定期的な開催について

4年毎を目途とし、定期的に特別職報酬等審議会を開催し、庄内町の特別職の報酬額等の妥当性について検証されたい。